様式１

見　　積　　書

愛媛県知事　中村時広　様

令和３年　　　月　　　日

住　　所

商　　号

又は名称

代表者

職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

下記のとおり見積りいたします。（１年間当たり）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

上記のうち、消費税及び地方消費税相当額は（　　　　　　　　　）円

上記、見積金額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

希望する屋外広告掲示箇所の優先順位については、下記のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 優先順位 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ | ８ | ９ |
| 希望する箇所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

* 希望する箇所の欄には、第４回「瀬戸内しまなみ海道スポンサー事業」に係る広告主募集要項　２　屋外広告を掲示する場所のうちから、掲示を希望する箇所について、優先順位の下記欄に掲示箇所のアルファベット(Ａ～Ｉ)を記入してください。
* アルファベット内の掲示する場所の希望はできません。
* ２年間の掲示期間（上記見積金額の２倍）で契約を行います。

様式２

競争見積参加資格確認書

令和３年　　　月　　　日

愛媛県知事　中村時広　様

　　　　　　　　　　　　　　　　入 　札　 者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

　第４回「瀬戸内しまなみ海道スポンサー事業」に係る広告主募集要項について、「瀬戸内しまなみ海道スポンサー事業」に係る広告掲示契約書（案）及び実施要綱の内容等を確認の上、競争見積参加資格確認書を提出します。

　また、下記事項について、確約します。

記

１　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当するものではありません。

２　過去２年間に法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反したことはありません。

３　過去２年間に愛媛県から入札参加資格停止措置又は不利益処分を受けていません。

４　消費者金融、たばこ、ギャンブル（宝くじを除く。）、法律に定めのない医療行為、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制される事業を行う業種ではありません。

５　暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営又は運営に関与していません。

６　国税、又は地方税を滞納していません。

（下記の事項を記入してください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本件に関する問い合わせ先 | 担当者の役職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |

注１　本確認書記載事項に虚偽があった場合は、広告の掲示を中止し、それに伴い生じる経費を負担しなければならない場合があります。

　２　広告の掲示基準等については、裏面を参照

|  |
| --- |
| 　広告表示等のチェックリスト |
| 区分 | 根拠 | チ　ェ　ッ　ク　項　目 | 確認欄 |
| **表　　　　　　　　　　示** | **【広告事業実施要綱】第４条１項** | **〇広告の内容が、次のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。** |  |
| 　 | (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの |  |
| 　 | (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの |  |
| 　 | (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの |  |
| 　 | (4) 政治性又は宗教性のあるもの |  |
| 　 | (5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの |  |
| 　 | (6) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの |  |
| 　 | (7) その他、県有財産に広告として表示することが適当でないと認められるもの |  |
| **【広告事業実施要綱】第４条第６項　別表２（表示基準）** | **〇次のいずれかに該当する内容の広告は表示することができない。** |  |
| 　 | (1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第12条第２項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの |  |
| 　 | (2) 責任の所在が不明確なもの |  |
| 　 | (3) 内容が不明確なもの |  |
| 　 | (4) 事実と異なる内容を含むもの |  |
| 　 | (5) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの |  |
| 　 | (6) 比較広告（二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。） |  |
| 　 | (7) クーポン付き広告 |  |
| 　 | (8) 美観風致を害するおそれがあるもの |  |
| 　 | (9) 国内世論が大きく分かれているもの |  |
| 　 | (10) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必然性がないもの |  |
| 　 | (11) 第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの |  |
| 　 | (12) その他、県有財産に広告として表示することが適当でないと認められるもの　 |  |
| **広告欄** | **（表示基準）** | 〇広告欄には、「広告欄」の文言を記述するなどの方法により、当該欄が広告欄であることを明確に区別しなければならない。 |  |
| ※確認欄に、問題がない場合は○を記入してください。 |  |